

法学部創立五〇周年を迎えて

駒澤大学法学部は、本学の開校八〇周年記念事業の一環として、一九六四（昭和三九）年に開設された。当初は法律学科のみであったが、一九七二（昭和四七）年には、同じく九〇周年記念事業の一つとして新たに政治学科が開設され、二学科制となった。以後、昨年度までに法学部を巣立っていった卒業生は、両学科をあわせて四万一〇二五名に達している。

一人の人間にとって、また一つの社会にとっても、五〇年という歳月は長い。本学のベテラン教職員でも、法学部創立時に勤務されていた先生方の訾咳に接したことのある者は数少なくなった。現在の法学部専任教員のなかには、創立時にはまだ生まれていなかった若い世代が増えてきている。

一九六四年はまた、東京オリンピックの年でもあった。二〇二〇年には再び東京でオリンピック・パラリンピックが開催されることになり、六年後に向けて、競技場および付帯施設の建設にとどまらず、羽田空港の拡張、公共交通網の整備等、さまざまな分野にわたる計画が議論の俎上に上っている。しかし、日本の経済・社会に与える影響の大きさという点で、二〇二〇年のオリンピックは一九六四年のそれに遠く及ばないであろう。一九六四年の東京オリンピックは交通インフラなどの社会資本の飛躍的充実をもたらし、日本の経済成長を支える基盤作りに貢献した。東海道新幹線の開業はオリンピック開幕直前の一〇月一日のことであり、その少し前には東京都心と羽田空

港をむすぶ東京モノレールも開通している。首都高速道路の新路線の開通も相次ぎ、オリンピックを境に、東京は新しい大都市として生まれ変わったのであった。

振り返ってみれば、法学部はまさに高度経済成長のさなかに船出したことがわかる。経済成長にもなつて大
学進学者も急速に増加するなか、法学部は順風を受けて発展してきたといつてよいだろう。しかし、その後、日本
経済は低成長へ移行し、少子化・高齢化が進行している。一八歳人口は二〇一八年以降、さらなる減少期に突入す
る。大学教育にも社会構造の変化に対応した果敢な変革が求められているのである。ただし、それは必ずしも、目
新しい改革プログラムを掲げることを意味しないかもしれない。従来から指摘されていながら十分に改善されてこ
なかつた問題に、もう一度、地道に取り組んでいくことも必要なのではないか。

この文を執筆するにあつて、法学部創設十周年当時の松山治郎法学部長による巻頭言「法学部十周年記念号の
発刊にあつて」『法学論集』第十号（法学部創立十周年記念号）掲載）を読んでみた。ここでは、法学部教育の
推進にあつてとくに留意してきた点として、マスプロ教育の排除、一年次からの専門教育などに言及されるとと
もに、今後の課題として次のように述べられている（以下、原文のまま）。

- 新時代に即応し、社会に開かれた大学、すなわち学部は如何に建設さるべきか？
- 学部間のカベを打破し、総合大学としての妙味を発揮するにはどうすればいいのか？
- いわゆる学際領域の研究には如何なる方法を以てすれば、その成果を期待得るか？
- 一般教育科目と専門教育科目の有機的関連性どのようにして確保するのか？
- 研究能力、指導能力、管理能力を備えた後継者の育成は如何にあるべきか？

いずれも、解決済みの過去の問題とはいえないものばかりである。日本の初等中等教育における学級規模はまさに国際的にはかなり大きい部類に属するが、それでも一学級当たり三〇人前後まで縮小してきている。大学教育においても、少なくとも必修科目等の基幹科目については、一クラス一〇〇名以下をめざすべきではないか。大学財政とのかねあいはあるものの、学科定員の縮小も視野に入れる必要があるのではないだろうか。また、駒澤大学は社会科学系の三学部を擁するが、学際的な教育の試みは低調である。教員の自発的な努力によるだけでなく、学部として、あるいは大学全体として、長期的かつ制度的に取り組むべき課題と考える。

少子化の大波に直面している現在、学生の多様化を進めていくことも喫緊の課題であろう。日本では高校を卒業してすぐに大学に進学する者がほとんどで、二五歳以上の学生の比率が諸外国と比較して極端に低いと言われるが、駒澤大学もその例外ではない。編入学生や社会人学生をどのように増やしていくかは、今後の重要な検討課題である。また、法学部の場合は、近年とくに外国人留学生の減少が著しい。在学中に留学生と交流することは、日本人学生と留学生の双方にとって大きなプラスになるはずだが、留学生数の減少は日本人学生の内向き傾向に拍車をかけることにならないか、気がかりである。

女子学生の少なさも気になる。たまたま英国の男女共同参画に関する資料を見ていたところ、二〇一〇〜一一年度に英国で法律を学んでいる学生の六六％は女性であるという記述が目についた。法学部で学んだ知識を生かせる法律専門職は男女が平等に働ける職種であり、英国においても、女子学生にとって魅力的なものになっているということだろう。日本の大学の法学部でも、最近では女子学生比率が五〇％に迫っているところがある。これに対して、本法学部の女子学生比率は、今年度入学生の三一・八％、かろうじて三割を上回ったに過ぎない。少子化対策と

しても、これからはもっと多くの女子に法学・政治学に目を向けてもらう必要がある。

とはいえ、少子化を逃れられない運命のようにとらえる必要はない。少子化は社会全体の問題であると同時に、労働政策をはじめとする政策の失敗の結果でもあるからだ。法学部は法制度や政策決定のあり方について考え、新たな仕組み作りを実践していく人材を育成する使命を負っている。私たち教員は、日本の、さらには世界の、未来を変える人材を育てることを通じて、社会に貢献する気概をもつべきだろう。

法学部長 大山礼子